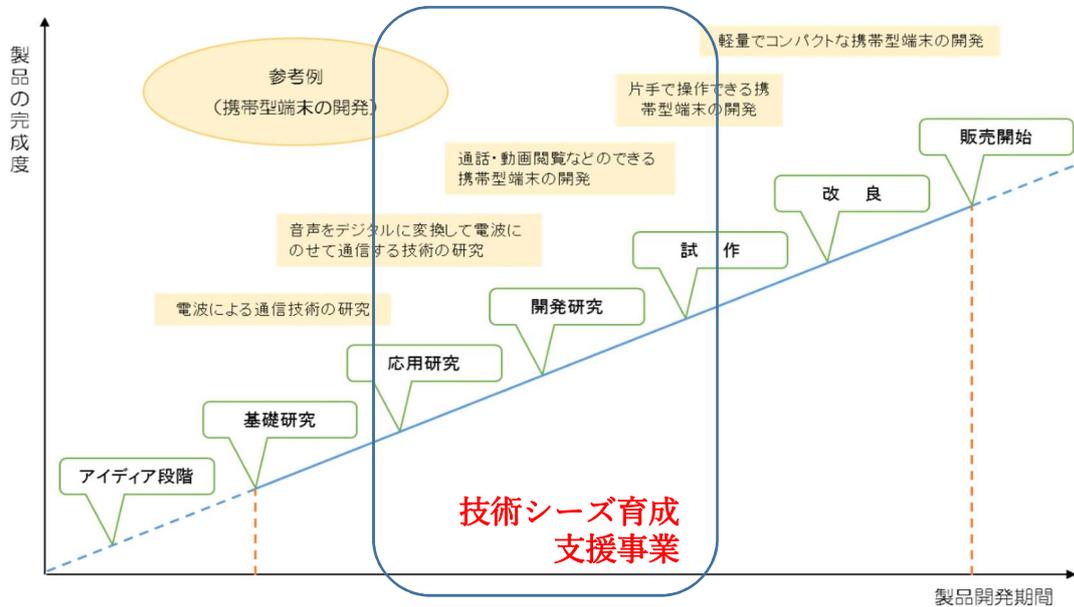


【対象事業】

Q1 : この委託事業が対象とする事業の範囲を教えてください。

A1 : この委託事業は、大学等での技術シーズを育成し、事業化の可能性を検証するとともに、その実用化に向けた応用研究段階から研究開発・試作段階までを対象にしています。
イメージとしては以下の様なものです。



Q2 : 1年で終了する事業でも申請出来ますか。

A2 : 可能です。

Q3 : 従来から行っていた研究について、本事業に申請することは可能ですか。

A3 : 可能です。ただし、例えば本事業に申請する前に研究開発の大部分を終えているなど、申請内容に研究開発の要素が含まれていない場合は申請対象となりません。
また、申請前に支払った経費についてはQ5を参照してください。

Q4 : 試作品の販売など、収入が発生する実証試験等は本事業に申請することは可能ですか。

A4 : 試作品を作成し、有料で販売して販売先からデータ取得をする場合など、収入が発生する実証試験は本事業の対象外とします。なお、例えば各機関の予算（本事業の財源以外）を用いて前述の実証試験を実施することを妨げるものではありません。

Q5 : 「産業界への波及効果」とは具体的にどのような内容を想定していますか。

A5 : 研究成果が県内企業へ技術移転されることにより、次の効果が見込まれることを想定します。

- 新製品の上市等に伴う企業の付加価値向上・競争力強化
- 成長する産業や市場への進出や収益性の高い業態への転換、新事業の展開
- 県内における新たなサプライチェーンの構築
- 地場産業の基盤強化 など

【対象経費】

Q6 : 助成金の申請前に支払った経費は事業の対象となりますか。

A6 : 対象になりません。交付決定日以降に発注した経費が対象です。

Q7 : 事業実施期間の終了後に支払った経費は事業の対象となりますか。

A7 : 対象になりません。交付決定日以降且つ助成事業期間内に納品等が完了した経費が対象となります。

Q8 : 外注費とは何ですか。

A8 : 外注費とは「図面・仕様等を定め、その加工等を発注するもの」及び「開発製品におけるデータの分析等を委託するもの」を指します。

Q9 : 市場調査費とは何ですか。

A9 : 県内企業との連携（打合せ・聞き取り等）に係る調査費用、ユーザーニーズ等の調査のための各種展示会への参加費用、等です。

Q10 : やむを得ず設備備品を購入する場合に必要な理由書は、
どのように記載すれば良いですか？

A10 : 理由書の提出に当たっては、下記の記載例を参考として下さい。

また、カタログ等の定価が示された資料、あるいは見積書を添付して下さい。

(例)
本事業において設備備品が必要不可欠である理由書

| | |
|--|---|
| 設備備品の写真 もしくは イメージ図 ※カタログ等あれば その添付でも可 | 【設備備品名】 ××・・・・・・・・ |
| | 【型番・仕様等】 ××・・・・・・・・ |
| | 【当該設備が事業推進に必要不可欠である理由】 ××・・・・・・・・ |
| | 【リース等の手段によることが出来ない (あるいは不合理な)理由】 ××・・・・・・・・ |

【審査・採択について】

Q10：審査項目はどのようなものがありますか。

A10：以下のような審査項目があります。申請書及び審査会では、必ず説明してください。

- (1) 研究開発後、県内企業への技術移転が可能なテーマであるか。
- (2) 市場性あるいは、新市場創造の可能性があり、県内企業への波及効果が望めるか。
- (3) 研究計画及び内容が妥当であるか。

Q11：審査会ではどのようなことを行いますか。

A11：プレゼンテーションを行っていただきます。その後、審査委員による質疑応答を実施いたします。

Q12：2カ年計画で申請した場合、2年目に移行するのに手続きが必要ですか。

A12：計画が2カ年となる場合、単年度ごとに契約が必要となります。初年度の事業完了時点で、遂行状況報告書を提出して頂き、それをもとに2年目計画の継続可否を審査させていただきます。

【事業採択後の注意事項】

Q13：事業採択後に事業費を増減する事は出来ますか。

A13：やむを得ない理由がある場合に限り、増減が可能です。ただし、例えば2カ年で申請したテーマについて、1年目の事業費を大幅に減額し、2年目の事業費を大幅に増額するなど、予算上、他の採択テーマに影響を及ぼす増額変更は認めません。

必ず各機関の担当者を通じて、事前に県担当者にご連絡・ご相談下さい。

※当該年度予算の場合、契約の変更が伴います

【事業完了後の注意事項】

Q14：展示会等での成果発表とは何ですか。

A14：委託事業によって得られた研究成果について、完了後（あるいは中止）から、1年以内を目処に島根県内で開催される展示会等において発表を求める場合があります。

《お問い合わせ先》

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県庁

島根県 商工労働部 産業振興課 イノベーション推進係 担当：寺田

電話番号：0852-22-5341 / Fax番号：0852-22-5638

E-mail：sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp